

# 日本丸メモリアルパーク 研修施設（訓練センター）会議室貸出事務取扱要綱

制 定 平成4年7月8日  
最近改正 令和5年4月1日

## （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）別表第3日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設（以下「港湾施設」という。）について、条例第4条及び横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号。以下「規則」という。）第3条に規定する使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （使用の許可）

第2条 日本丸メモリアルパーク研修施設（訓練センター）（以下「会議室」という。）は、帆船日本丸のボランティア養成や海洋教室等各種事業の遂行に要する施設として、次項の規程により、これを一般の団体等の使用に供するものとする。

2 会議室を使用しようとする者は、公益財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）公益財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当しないこととする。

- (1) 内容が公序良俗に反するもの
- (2) 宗教の布教目的のためであるもの
- (3) 営業行為や営利活動のみを主たる目的とするもの
- (4) 長期にわたり利用するもの
- (5) 横浜市港湾施設条例及び関係法令に違反する場合
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び関係法令に抵触する場合
- (7) 特定の政党等を支援する活動目的での利用
- (8) 設置物損壊する恐れのある利用
- (9) 施設内に影響がある音量による音出し
- (10) 無断キャンセル及び他人へのなりすまし等の不正が発覚した場合
- (11) その他財団で管理上支障があると判断した場合

## （使用時間等）

第3条 使用時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間は、午前9時から午後10時までとし、使用の準備に要する時間、使用後の片付け等の時間をこの中に含むものとする。ただし、これ以外の時間の使用の申出があった場合は、別途財団と協議を行い決定する。
- (2) 会議室が使用できない日は、帆船日本丸及び横浜みなと博物館が共に休館する日、及び財団が自ら会議室を使用する日とする。

## （使用料金等）

第4条 使用料金は、別表1のとおりとする。当初の使用時間を超過した場合は、その超過時間分を別表1に準じて1時間単位で請求するものとする。

## （使用料金の支払方法）

第5条 使用料金の支払は、現金又は財団が指定する預金口座への振込みの方法とする。

2 前項の使用料金の支払期限は、使用日の前日（使用日が連続する場合は、最初の使

用日の前日)までとする。ただし、財団がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

3 現金で支払う場合は、午前9時から午後5時までに事務所にて支払うものとする。

(使用料金の返還)

第6条 条例第24条第3項において準用する同条例第20条ただし書の規定により使用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用を許可された者(以下「使用者」という。)の責めに帰すことができない事由により使用することができない場合 全額
- (2) 使用日の2か月前の応当日の前日までに使用料金の返還の申請があった場合 使用料金の全額
- (3) 使用日の1か月前の応当日の前日までに使用料金の返還の申請があった場合 使用料金に100分の70を乗じて得た額
- (4) 使用日の16日前までに使用料金の返還の申請があった場合使用料金に100分の40を乗じて得た額

(申請書類)

第7条 使用許可申請に必要な書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会議室(日本丸訓練センター)使用許可申請書
- (2) 財団が必要と認める書類
- (3) 駐車場を使用する場合は、緑地内行為(駐車)許可申請書
- (4) 撮影を行う場合は、日本丸メモリアルパーク撮影取扱要綱(平成12年4月1日)第5条第1号に定める緑地内行為(撮影)許可申請書

(使用許可申請)

第8条 使用許可申請については、使用希望日の6か月前の応当日から受付けるものとする。受付時間は、財団が指定する日を除く午前9時から午後5時までとする。

- 2 6か月前の応当日が存在しない場合は、その前日からとする。
- 3 使用日が連続する場合は、最初の使用日の6か月前の応当日から受付を開始する。
- 4 連続して使用できる期間は原則14日以内とする。ただし、初日は午後9時(または午後10時)まで、2日目以降は最終日を除き午前9時から午後9時(または午後10時)まで通しの使用を原則とする。

(使用料の減免)

第9条 使用料が減免される場合は次の各号のとおりとする。

- (1) 財団が主催又は共催で行う行事・事業に伴うもの、及び財団が特に認めた行事・事業に伴うもの
  - (2) 横浜市港湾局から減免の依頼があり、財団が認めるもの
  - (3) 財団の協力団体等が利用する場合で、財団の事業に貢献することが認められるもの
- 2 減免の率は、実施内容により100分の50から100分の100までとする。

(使用許可の取り消し等)

第10条 財団は、次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、若しくはこれ

を変更し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 第2条2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該許可の申請に不正があったとき。
- (3) 指定の期間内に使用料金を納付しないとき。
- (4) 条例又は条例の規定による命令に違反したとき。
- (5) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 前項の場合において、既納の利用料金は返還しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議室の貸出に当たって必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成4年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

## 会議室使用料

| 場 所          | 定 員  | 時間帯             |                 |                 |                 |
|--------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              |      | 9:00 ~<br>11:45 | 12:00~<br>14:45 | 15:00~<br>17:45 | 18:00~<br>21:00 |
| 第1・第2<br>会議室 | 150名 | 12,900円         | 12,900円         | 13,600円         | 16,800円         |
| 第3会議室        | 50名  | 7,400円          | 7,400円          | 7,800円          | 9,600円          |
| 小会議室         | 20名  | 4,600円          | 4,600円          | 4,900円          | 6,000円          |

注1 施設の配置上、第1会議室と第2会議室は合わせて最大150名の使用とし、使用料金は第1会議室と第2会議室を合わせた金額とする。

注2 各時間帯枠の準備作業時間を15分設けるため、最終時間帯枠(18:00~21:00)を除いて各時間帯の貸出時間を2時間45分とする。但し、複数の時間帯枠を継続して使用する場合は、最後の時間帯枠の15分を作業時間とする。

注3 万が一、予約時間帯を超過した場合は、第1・2会議室17:00まで4,700円/1時間、17:00以降5,600円/1時間、第3会議室17:00まで2,700円/1時間、17:00以降3,200円/1時間、小会議室17:00まで1,700円/1時間、17:00以降2,000円/1時間とする。

## 研修施設（訓練センター）会議室の使用時における貸出機材の運用について

制 定 令和5年4月1日

研修施設（訓練センター）会議室の使用時における貸出機材の名称と使用料金は、下表のとおりとする。

### 【貸出機材の料金】

| 機 材 名 等         | 料 金     |
|-----------------|---------|
| ワイヤレスマイクセット     | 2,100 円 |
| 追加マイクセット        | 2,100 円 |
| 司会台のみ           | 1,100 円 |
| 追加マイク（1本）       | 1,100 円 |
| プロジェクターセット      | 5,100 円 |
| スクリーンのみ         | 2,100 円 |
| 移動式プロジェクターセット   | 3,100 円 |
| 自立式スクリーンのみ      | 1,600 円 |
| 延長コード（5m）       | 210 円   |
| 延長コード（10m）      | 330 円   |
| 追加ホワイトボード       | 1,100 円 |
| ホワイトボードマーカー（購入） | 110 円   |
| 間仕切りなし・150 席    | 2,100 円 |
| 間仕切りなし・120 席    | 1,100 円 |
| 荷物お預かり（2 個口まで）  | 2,100 円 |